白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設管理規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

白岡市長

白岡市規則第２３号

白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設管理規則

（趣旨）

第１条　この規則は、白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設（以下「夜間照明施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置箇所）

第２条　夜間照明施設の設置箇所は、次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 設置箇所 |
| 白岡市立西小学校校庭  白岡市立南小学校校庭 |

（管理）

第３条　夜間照明施設は、市長が管理する。

（使用の制限）

第４条　夜間照明施設は、次の各号に定める場合には、使用することができない。

⑴　学校行事に使用するとき。

⑵　その他市長が必要と認めたとき。

（使用時間）

第５条　夜間照明施設の使用時間は、午後６時から午後９時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（使用者の範囲）

第６条　夜間照明施設を使用することができるもの（以下「使用者」という。）は、白岡市内に在住し、又は在勤する者１０人以上で組織するスポーツ団体その他適正と認められる団体であって代表者として成人が含まれ、かつ、あらかじめ様式第１号の夜間照明施設使用団体登録申請書を提出し、市に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。

２　白岡市学校体育施設の開放に関する要綱（令和７年白岡市告示第９１号）第７条に規定する登録団体は、前項の登録団体とみなす。

３　前２項の規定による登録団体には、様式第２号の夜間照明施設使用団体登録書を交付するものとする。

（管理指導員）

第７条　登録団体は、夜間照明施設の適切な管理を図るため、管理指導員を置かなければならない。

２　管理指導員については、別に定める。

（使用の手続等）

第８条　夜間照明施設を使用しようとする登録団体は、使用しようとする日の属する月の前月の１日から使用当日までの間（以下「申請期間」という。）に、様式第３号の夜間照明施設使用許可申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、申請期間を変更することができる。

２　前項の許可は、様式第４号の夜間照明施設使用許可書を交付して行うものとする。

３　第１項の許可は、当該許可に係る使用が次の各号の一に該当するときは、これをしないものとする。

⑴　学校教育上支障があると認められるとき。

⑵　政治的活動、宗教的活動及び営利を目的とするものと認められるとき。

⑶　学校施設を破損するおそれがあると認められるとき。

⑷　その他管理上支障があると認められるとき。

４　市長は、第１項の許可をする場合において、管理運営上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第９条　前条第１項の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第１０条　市長は、使用団体が次の各号の一に該当するとき、又は夜間照明施設の管理運営上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

⑴　この規則に違反したとき。

⑵　偽りその他不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

２　市長は、使用団体が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損害を受けることがあってもその責めを負わない。

（原状回復）

第１１条　使用団体は、その使用を終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第１項の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害の賠償）

第１２条　使用団体は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用中に夜間照明施設に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちにこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、事情により、その全部又は一部を免除することができる。

（実費弁償）

第１３条　第８条第１項の規定により、夜間照明施設の使用の許可を受けた使用団体は、別表に定める実費を弁償しなければならない。

２　前項の実費は、夜間照明施設使用許可書の交付と引換えに納付しなければならない。

３　納付した実費は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

⑴　夜間照明施設の管理運営上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

⑵　使用団体の責めに帰することができない理由により、夜間照明施設を使用することができないとき。

４　前項の規定により、実費の還付を受けようとするものは、様式第５号の夜間照明施設実費還付申請書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか、夜間照明施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に廃止前の白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設管理規則（昭和６３年白岡町教育委員会規則第１号。以下「旧規則」という。）の規程によりされた処分その他の行為又はこの規則の施行施行の際現に旧規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則による制定後の白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設管理規則の相当規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

別表（第１３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の区分 | 実費弁償の額 |
| 白岡市立西小学校校庭夜間照明施設  白岡市立南小学校校庭夜間照明施設 | １時間につき１，０００円 |